

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&Aより（抜粋）  
 新旧対照表

※ 中小企業向けQ&A（抜粋版）

（変更した問のみ抜粋、変更箇所は下線・太字・黄色ハイライトで表記）

一部変更後（平成30年7月〇日一部変更）	一部変更前（平成29年5月30日一部変更）
<p>（個人情報取扱事業者）</p> <p>Q 1-50 NPO 法人や自治会・町内会、同窓会、<b>PTA</b>のような非営利の活動を行っている団体も、個人情報取扱事業者として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。</p> <p>A 1-50 個人情報保護法における「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、非営利の活動を行っている団体であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者該当します。NPO 法人や自治会・町内会、同窓会、<b>PTA</b>のほか、サークルやマンション管理組合なども個人情報取扱事業者該当し得ます。</p>	<p>（個人情報取扱事業者）</p> <p>Q 1-50 NPO 法人や自治会・町内会、同窓会のような非営利の活動を行っている団体も、個人情報取扱事業者として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。</p> <p>A 1-50 個人情報保護法における「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、非営利の活動を行っている団体であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者該当します。NPO 法人や自治会・町内会、同窓会のほか、サークルやマンション管理組合なども個人情報取扱事業者該当し得ます。</p>